|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 政見放送用録音・録画証明書  次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。  令和　　年 月 日  第５１回衆議院小選挙区選出議員選挙（神奈川県）  候補者届出政党名  本部の所在地  代表者  記 | | | | | | | |
|  | 録音又は録画の区分  (該当する方の番号に○をしてください｡) | | １ 録音の場合 | | ２ 録画の場合 | |  |
| 録音・録画業者の氏名又は  名称及び住所並びに法人に  あってはその代表者の氏名 | |  | | | |
| 録音・録画の種類 | 録音・録画一種類の単価 | | 複製数 | | 複製金額 |
|  | 円 | |  | | 円 |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |
| 備 考 |  | | | | |
|  |  | | | | |
| 備考  　　　１　この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごとに（同一業者が録音及び録画  を共にする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして）かつ都道府県ごとに別々に作成し、候  補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。  　　　２　この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者（公職選挙法第１５０条第１  項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）に提出した政見放送用録音・録画について記載し  てください。  ３ 録音・録画業者が神奈川県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。  ４ 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。  ５ 公費負担の限度額は、録音・録画一種類につき次の金額までです。  （１）録音又は録画に要した金額 録音１種類 ２２６，０００円  録画１種類 ２，８７３，０００円  （２）複製に要した金額 録音１種類 １につき ２，０００円  録画１種類 １につき ３４，０００円  ６ 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画（公職選挙法第１５１条の  ２第２項又は第３項の規定により放送されなかったものを除く。）に係る金額については、神奈川県  に支払を請求することはできません。  ７ 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合（公職選挙法第１５１条の２第２項  又は第３項の規定により放送されなかった場合を含む。）には、録音又は録画に要する金額について  は、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求するこ  とができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。 | | | | | | | |